

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月11日に不適合管理委員会では審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室南側壁面上部の配管サポート用基礎ボルト部より大雨の影響によるものと推定される地下水の浸入（少量・汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	試料採取系高感度排ガス放射線モニタ装置に指示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋において、雨水の浸入による水溜り（合計6箇所、少量・汚染なし）が認められたため、当該箇所を点検・清掃	D	
欠番	削除	削除【主タービングランドシール蒸化器の入口蒸気圧力調整弁の開度制御装置に自動制御不良が認められたため、当該制御装置を点検・修理】	—	8月14日再審議により不適合でないとして判断されたため削除
5	3号機	使用済燃料プール内における制御棒の移動作業中、燃料交換機の機上及び地上操作卓に制御系の異常を示す警報が発生したため、当該燃料交換機の制御回路を点検・修理	D	
6	4号機	現場監視用TVモニタ（15型・中央操作室設置）に映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
7	5号機	主蒸気配管閉止プラグ（4台中、2台）のシール部の表層部に変形（各2箇所・膨れ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	タービン建屋1階の給水所脇において、当該エリア天井部に敷設されている屋外排水配管の壁面貫通シール部からの雨水浸入による水溜り（少量・汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送配管用トレンチ（タービン建屋側）内における漏水の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
10	6号機	原子炉建屋5階のエレベータ廻りに敷設されている空調ダクト用風量測定ノズルの先端部に取付けてある閉止栓の落下防止用チェーンが所在不明（空調ダクト3ヶ所、計8個）のため、当該チェーンを取付け	対象外	
11	6号機	原子炉隔離時冷却系蒸気入口側ドレンポット用レベル計のドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
12	6号機	タービン発電機軸受油及び発電機巻線温度記録計の打点（18：主タービン油冷却器の温度）に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	集中環境施設	プロセス主建屋換気系主排気ダクト用放射線モニタ装置のサンプリングポンプ（B）の起動不可が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで